

## 理美容師が取り扱うシャンプー液等の成分(システアミン塩酸塩、ココミドプロピルベタイン)に係る最終評価シート

(○:追加すべき、×:現時点では追加する必要はない。)

番号	物質名	最終評価	評価の理由	症状・障害		文献名 (症例報告等)
				告示上の表記	具体的内容	
1	システアミン塩酸塩 (CHC)	×	国内には、システアミン酸塩酸(CHC)によるアレルギー性接触性皮膚炎の報告はない。また、海外でも2症例が報告されているだけである。さらに、MSDSの対象物質になっていないこともあり、今回は見送るべきと考える。			
2	ココミドプロピルベタイン(CAPB)	×	シャンプー成分の界面活性剤CAPBによるアレルギー性接触皮膚炎が報告されている。我が国では、5例報告されており、うち3例が理・美容師の症例である。海外でも同様の症例報告がある。理・美容師を対象としたパッチテストにおいて、CAPBの陽性率は42%と高いが、判定の際に刺激作用を拾っている可能性も指摘されている。また、シャンプーのパッチテスト陽性率は、CAPBを含有していないものの方が含有しているものよりも高い。CAPBはアレルゲンとして注目すべき物質ではあるが、引き続き、シャンプーに含有される他のアレルゲンも含めた情報収集が必要である。			